

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

遺言執行費用と債務控除

Q：今年の5月に死亡した父は、遺言書を残していました。私は遺言執行人等に対する遺言執行費用を相続財産から支払いましたが、この費用は、相続税の計算上債務として控除することができるのでしょうか。

A：遺言執行費用は、債務として控除することはできません。

【解説】

民法885条の規定では、「相続財産に関する費用は、その財産の中からこれを支弁する」とされていますので、相続税法上も債務控除の対象になるのではとも考えられますが、相続税の課税価格の計算上、債務として控除できる金額は、被相続人の債務で相続開始の際に現に存するものに限定されています。

ご質問のような相続財産の管理に関する費用は、相続開始後に発生するものであり、被相続人の債務でもなく、相続開始の際に現存する債務でもありませんから、たとえ、相続財産から支弁されるものとしても、相続税の課税価格の計算上控除される債務とはなりません。

この相続財産の管理に関する費用には、次のようなものがあります。

- (1) 相続の承認や放棄をするまでの間の相続人による相続財産の管理費用
- (2) 相続の限定承認者による相続財産の管理継続費用
- (3) 相続の放棄によって相続人となった者が管理を始めるまでの間の相続財産の管理費用
- (4) 遺言執行者の遺言の執行に関する費用

